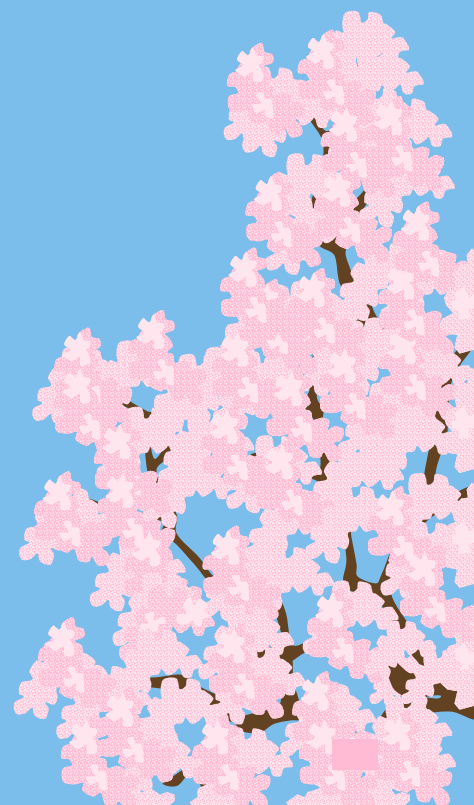


工業用アルコール制度の 見直しについて

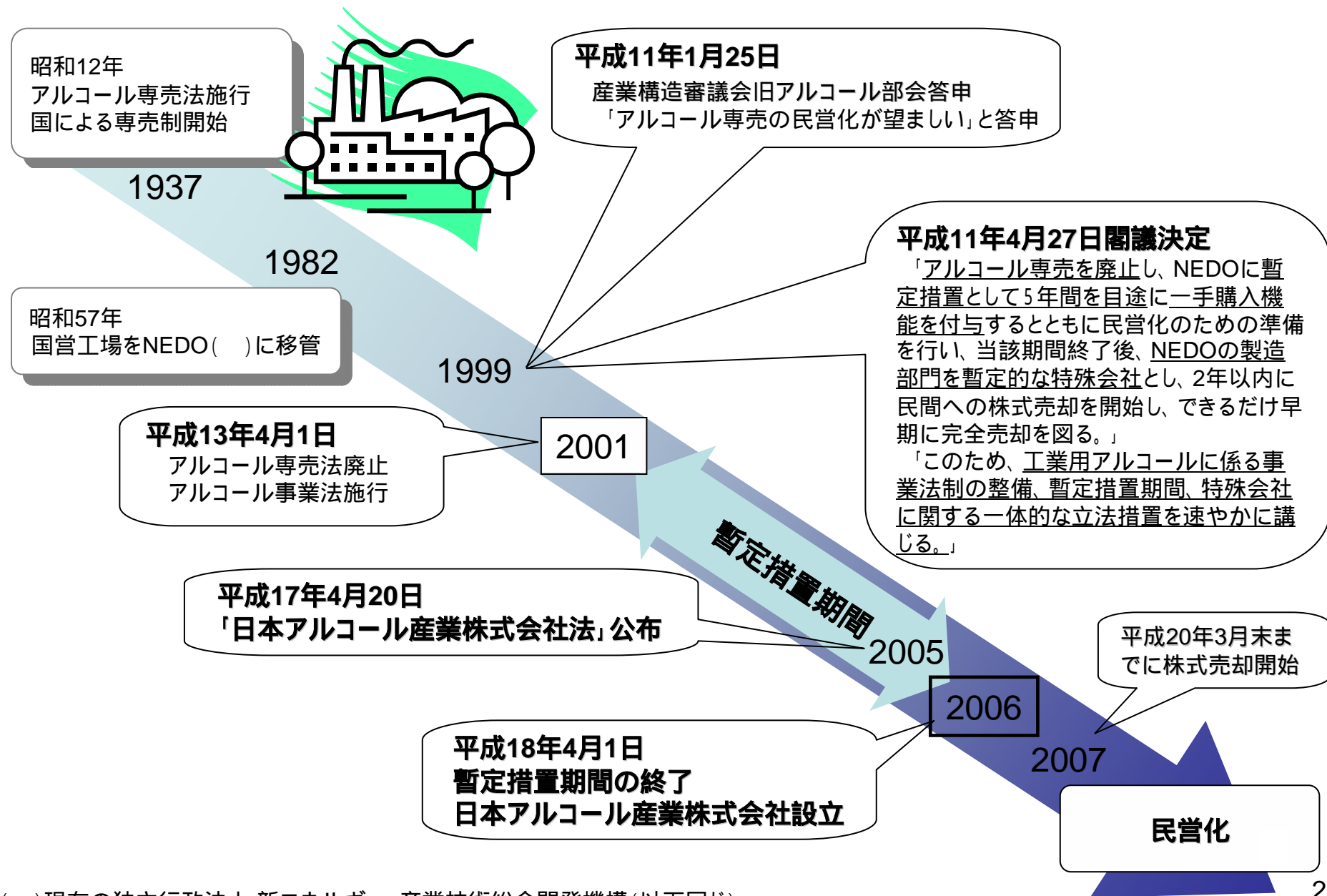
平成18年3月
経済産業省



目次

1. 工業用アルコールの自由化の流れ
2. アルコール事業法について
3. 法律改正の概要
4. 新会社の概要について
5. 特定アルコール制度の見直しについて
6. 登録免許税の課税について
7. 自由化後の品質について
8. 関税の見直しについて

1 工業用アルコールの自由化の流れ



2 アルコール事業法について

工業用アルコールの特性

国民生活及び産業活動に不可欠
酒類と物質的に同一という特性



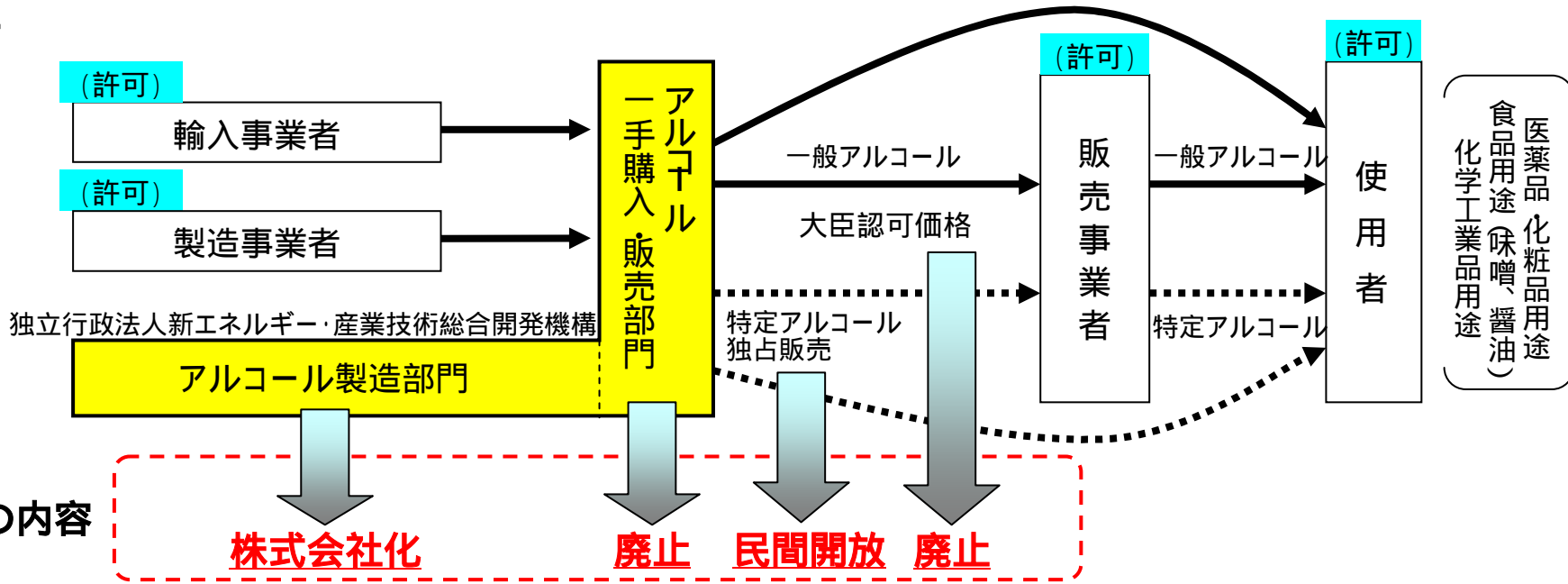
・酒類への不正な転用防止のため、
流通管理が必要
・一罰百戒を旨とした運用(H18.4~)

アルコール事業法の制定[平成13年4月1日施行]

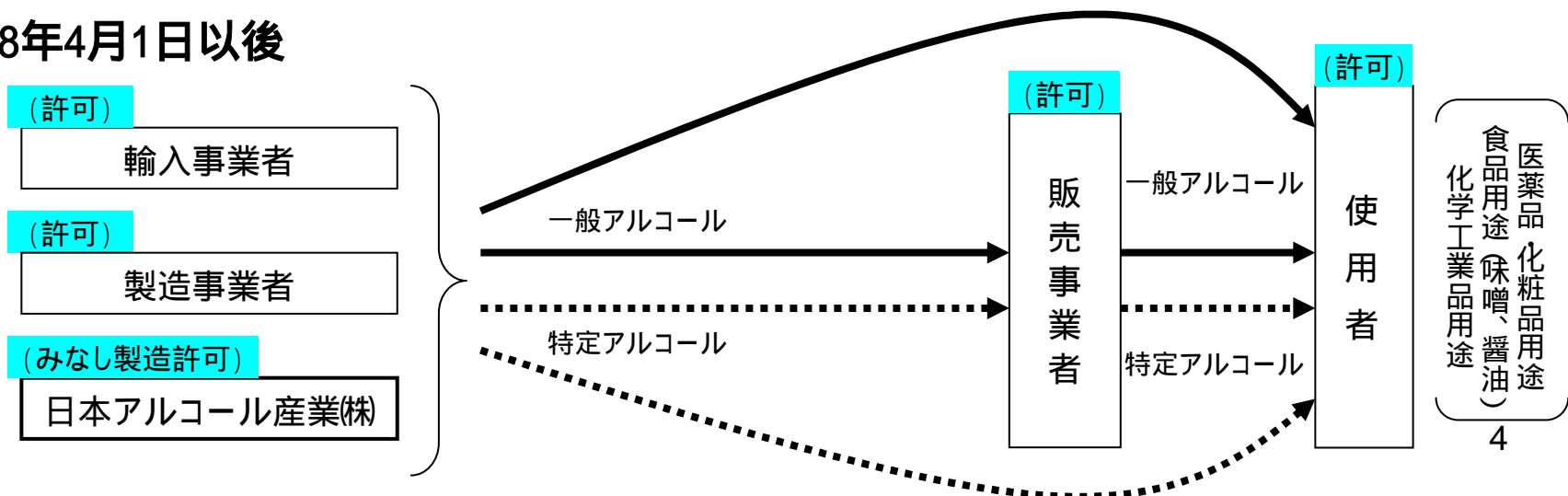
1. 工業用アルコールについては、製造、輸入、販売、使用の許可制(国による報告徴収や立入検査による事後チェック)
2. 試験研究や試薬等の特別な用途向けには、酒税相当額を加算した特定アルコールの販売制度を措置
3. 暫定措置期間(5年間を目途)の設置(NEDOによる一手購入・販売制度等)
4. 暫定措置期間終了時にNEDOアルコール製造部門を特殊会社化

3 法律改正の概要

現行



平成18年4月1日以後



4 新会社の概要について

(1) NEDOアルコール事業本部の民営化

NEDOアルコール事業本部は、平成18年4月1日に政府全額出資の株式会社「日本アルコール産業株式会社」として新たなスタートを切ることとなった。

政府は、設立後2年以内に保有する株式の売却を開始し、民営化を実現する予定。

日本アルコール産業株式会社

1. アルコールの製造に関する事業及び製造に付随する事業の実施を目的として設立
2. NEDOアルコール部門の資産・負債を一体として承継し事業の継続性を確保

鹿島工場

千葉工場

磐田工場

出水工場



出資

政府が全額出資

平成20年3月末までに株式売却を開始、できる限り早期の民営化

監督

政府による監督

(経済産業大臣の認可)

- ・事業計画
- ・重要な財産の譲渡
- ・株式発行、社債の募集等
- ・定款の変更 等

5 特定アルコール制度の見直しについて(1)

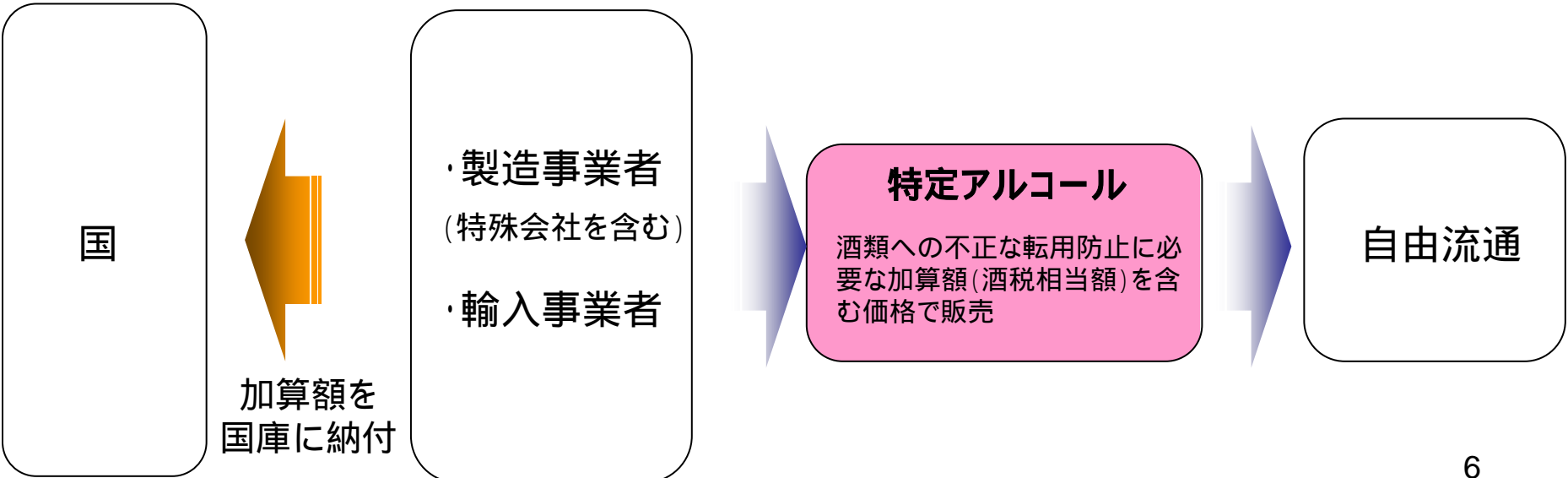
NEDOアルコール製造部門の特殊会社化

行政改革の徹底

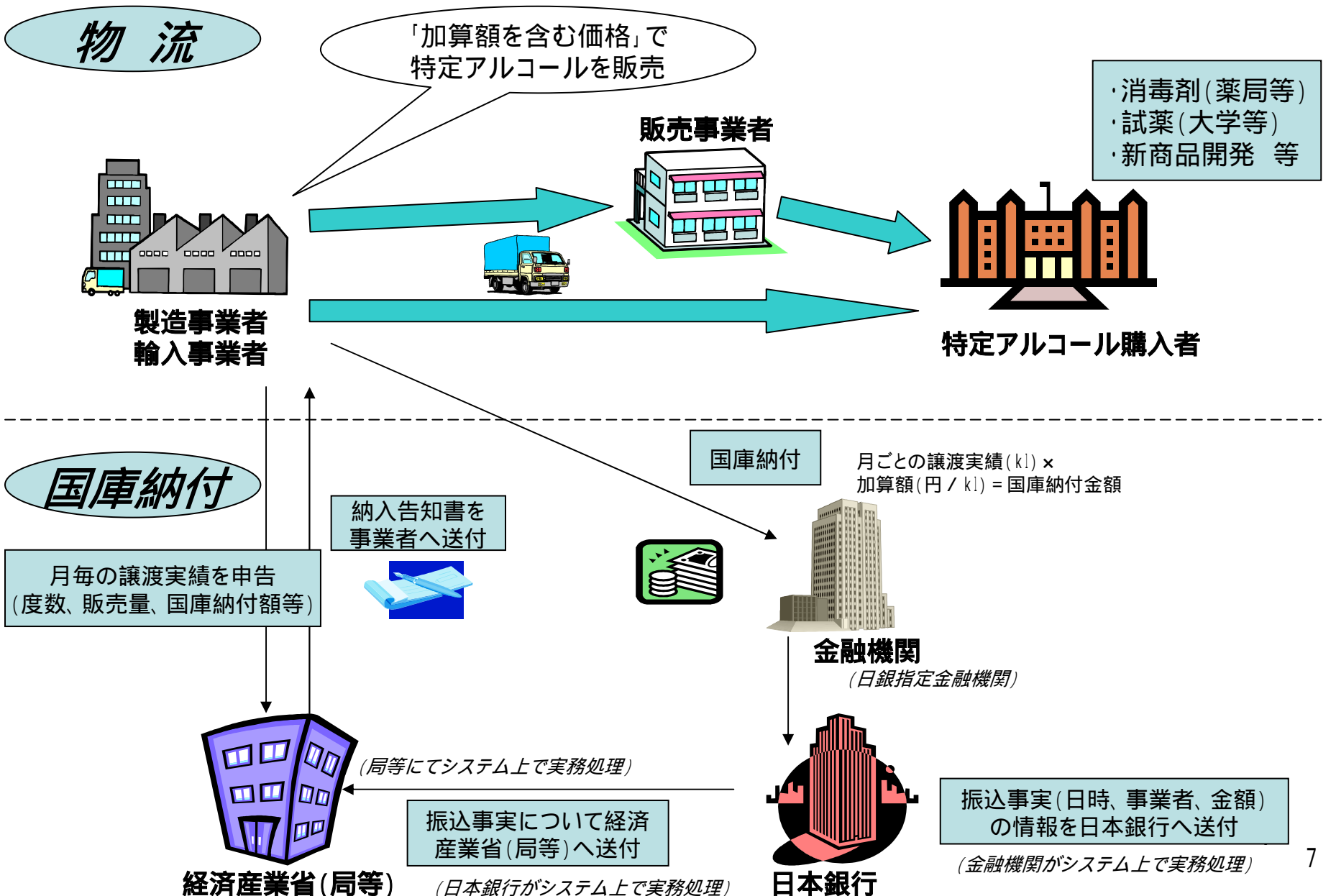


- 1. 暫定措置期間の終了に伴い、NEDOの一手購入・販売業務が廃止されることから、あわせてNEDOの特定アルコール販売業務を廃止し、製造事業者及び輸入事業者に開放する。
- 2. NEDOが行っていた加算額の国庫納付は、事業者が直接行う。

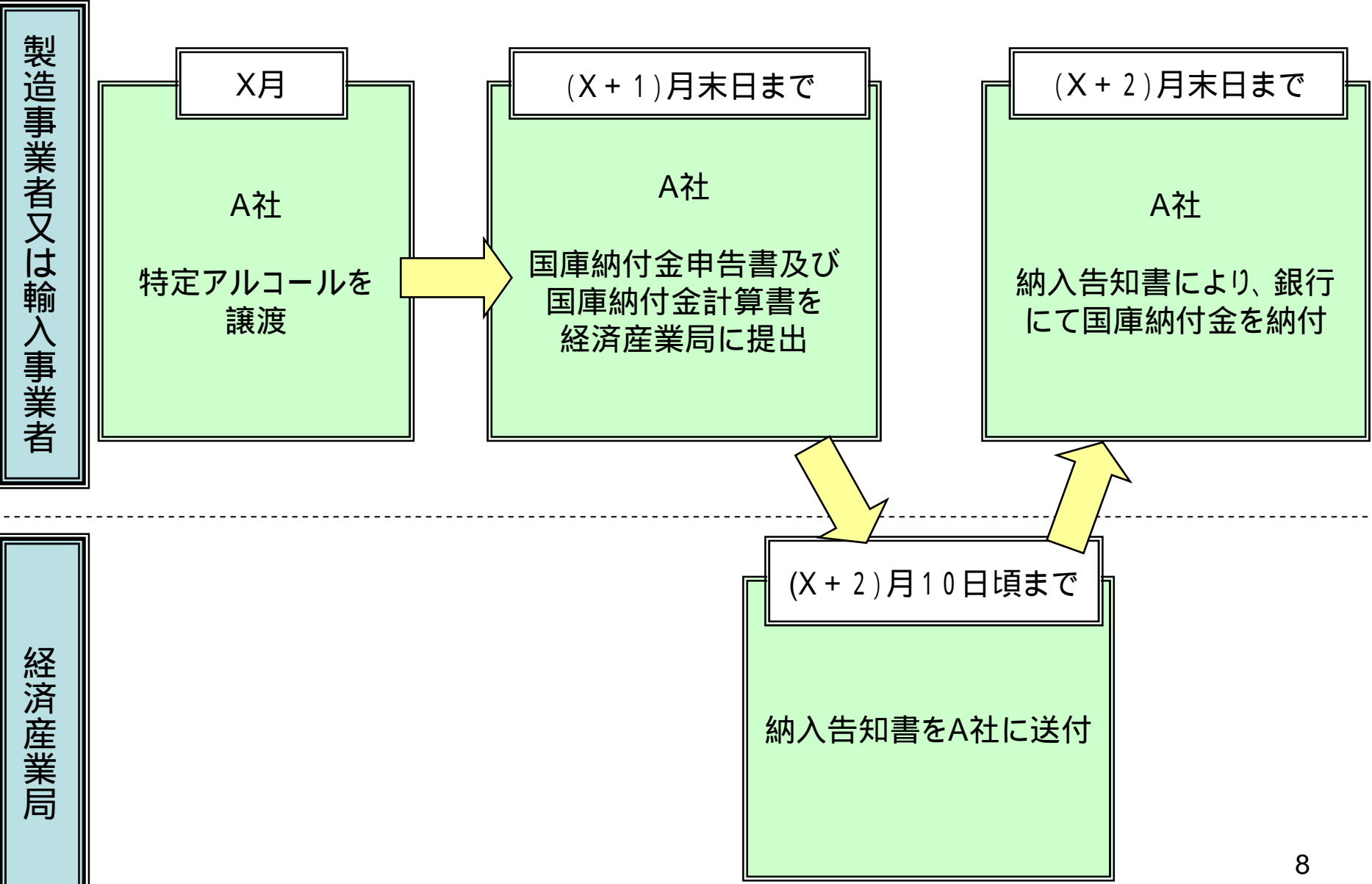
< 改正後の特定アルコール制度(暫定期間終了後) >



5 特定アルコール制度の見直しについて(2)



5 特定アルコール制度の見直しについて(3)



5 特定アルコール制度の見直しについて(4)

国庫納付金申告書の記載例

様式第55の2(第39条第1項関係)

2006年5月24日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330 - 9715)

申告者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
電話番号048(600)0399

商号、名称又は氏名
経済製造株式会社 (印)

(許可番号 3 - 3 - 99979)
法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
代表取締役 経済 三郎 (印)

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称 (印)

特定アルコールとして
譲渡した年月を記載。

2006年4月分 国庫納付金申告書

アルコール事業法施行令第2条第1項の規定により、国庫納付金申告書を次のとおり提出します。

納付金額 2,532,674 (円)

特定アルコールの数量に加
算額を乗じて得た額を記載。

- 備考 1 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 特定アルコール制度の見直しについて(5)

添付書類：国庫納付金計算書の記載例

様式第55の3(第39条第2項関係)

2006年4月分 国庫納付金計算書

製造場又は 貯蔵所の名称	許可番号	アルコールの度数	発酵アルコール：1 合成アルコール：2	1リットル当たりの加算額 (円)	譲渡数量 (リットル)	納付金額 (円)
関東工場	3 - 3 - 99979 - 01	95	1	821,174	1,000	821,174
中部工場	3 - 3 - 99979 - 02	99	2	855,750	2,000	1,711,500
合計					3,000	2,532,674

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 特定アルコール制度の見直しについて(6)

業務報告書の記載例

様式第9 (第11条第1項関係)

- 1. 2006 年度製品アルコール受払
- (1) 製造場又は貯蔵所の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

3 - 3 - 99979 - 01 関東工場

95 度

1 (1 : 発酵 2 : 合成)

特定アルコールとして、
譲渡した数量を記載。

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)		
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要	数量 (リットル)
0	3	製造	1,548,000	7 1	譲渡	194,000	
	5 8	度数替え	2,000	7 3	特定アルコール	1,000	
	5 9	計量誤差増	201	8 02	移出 千葉貯蔵所	1,235,000	
				9 1	欠減(計量誤差)	500	
				9 2	亡失 2001年3月11日報告	180	
				9 5	収去 収去番号01-3-97-998	1	
				9 9	その他 品質分析に使用	20	
0		合計	1,550,201		合計	1,430,701	119,500

5 特定アルコール制度の見直しについて(7)

帳簿の記載例

譲渡した特定アルコールについて、記載。
製品アルコール受払簿（仮称）
備考に特定アルコールを譲渡した価格を記載。
関東工場

年月日	受 入 (増)		払 出 (減)		そ の 他		在庫数量 (リットル)	備 考
	摘 要	数 量 (リットル)	摘 要	数 量 (リットル)	増 (リットル)	減 (リットル)		
前月繰越							116,080	前月からの繰り越し在庫
2002. 3. 4	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			120,080	
2002. 3. 5	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			124,080	
2002. 3. 6	製造	54,000	譲渡 販売株式会社 支店 2-3-99971-02	10,000			168,080	
2002. 3. 7	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			172,080	
2002. 3. 8	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	50,000			176,080	
2002. 3.11			譲渡 特定アルコール	50,000			126,080	5,500,000円
2002. 3.11							125,900	亡失(3月11日報告)
2002. 3.15	製造	54,000	移出 千葉貯蔵所	10,000		180	169,900	
2002. 3.18	度数替え(99度から)	1,100					171,000	
2002. 3.20			移出 千葉貯蔵所	50,000			121,000	
2002. 3.29						500	120,500	貯蔵欠減
3月計	製造 度数替え	324,000 1,100	譲渡(特定アルコール除く) 移出 譲渡(特定アルコール)	10,000 260,000 50,000				その他減内訳 欠減 500 リットル 亡失(3月11日報告) 180 リットル
	計	325,100		320,000	0	680	120,500	
累 計	製造 度数替え	1,548,000 2,000	譲渡(特定アルコール除く) 移出 譲渡(特定アルコール)	194,000 1,185,000 50,000				前年度から繰越 0 リットル その他増内訳 201 リットル 計量誤差増 その他減内訳 欠減 500 リットル 亡失 180 リットル 収去(収替01-3-97-998) 1 リットル その他(品質検査に使用) 20 リットル
	計	1,550,000		1,429,000	201	701	120,500	

注意事項
 1. この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別葉とする。
 2. 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。

6 登録免許税の課税について(1)

(1) 登録免許税とは

法人又は個人が登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明を受けることにより享受する利益に着目して課される租税。(届出は対象外)

(2) アルコール事業法の許可に係る登録免許税の額

(単位:円)

	製造	輸入	販売	使用
事業の許可	150,000	150,000	90,000	15,000
変更の許可	0	0	0	15,000

(3) 課税のポイント

課税されるのは、平成18年4月以降に「新規に許可を受ける場合」と「使用の変更許可(使用施設ごとの用途の増加に係るものに限る。)を受ける場合」のみ。

既に受けている許可については、対象外。

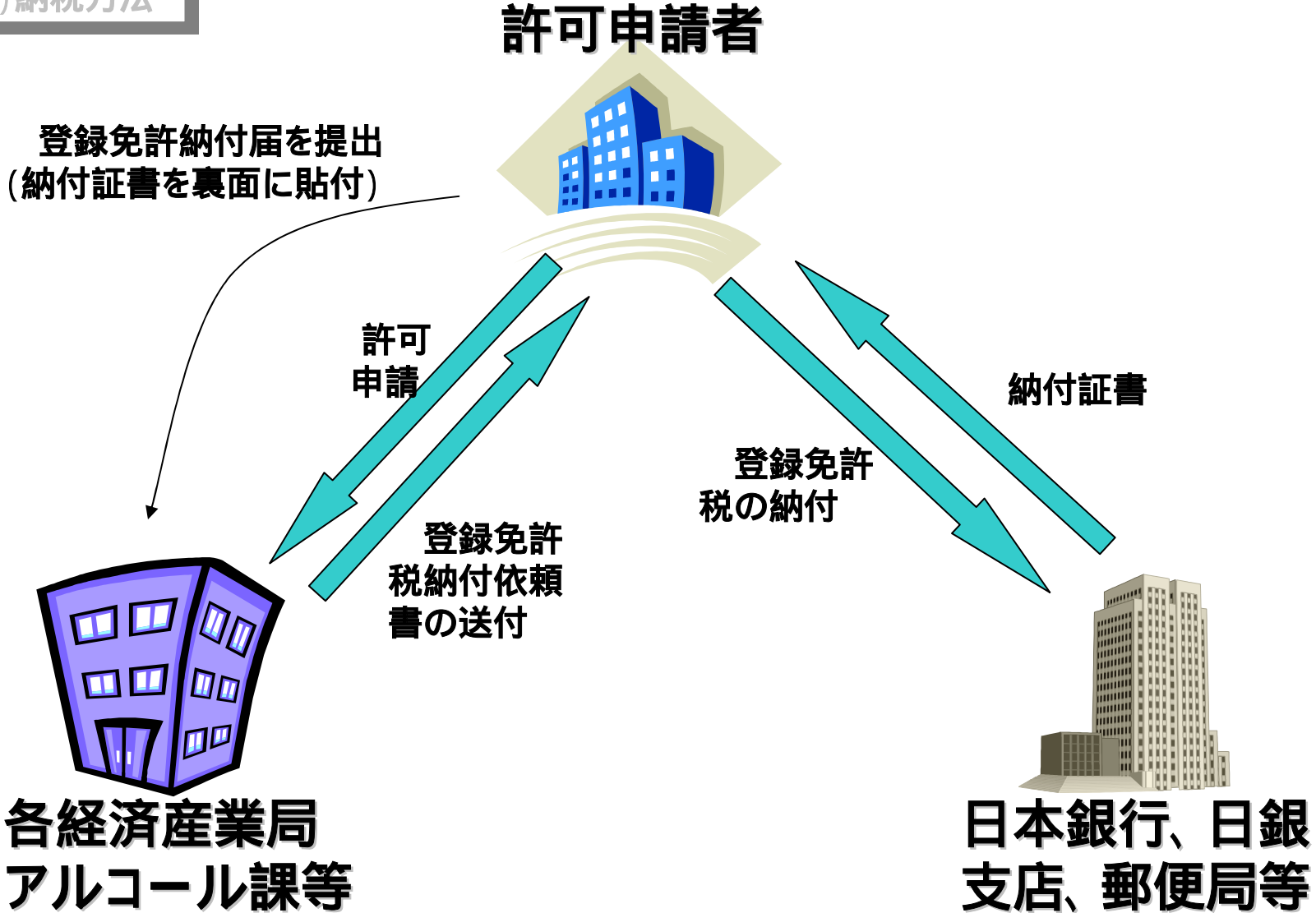
1件の使用の変更として、複数用途の増加又は複数の新規使用施設の追加に伴う複数用途の増加であっても、まとめて申請するときは、1件としてカウントされる。

(4) 「使用施設ごとの用途の増加に係るもの」について

使用施設において、他の使用施設の用途の許可の有無によらず、許可を受けていない用途の許可を受けるときは、課税の対象。

6 登録免許税の課税について(2)

(5) 納税方法



7 自由化後の品質について(1)

(1)現状

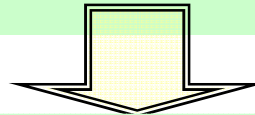
NEDOによる一手購入・販売制度によって、NEDOアルコール規格(平成13年4月2日官報告示)のアルコールが流通している。

(2)自由化後の品質

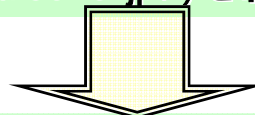
NEDOによる一手購入・販売制度の廃止によって、製造事業者又は輸入事業者は、自由な品質のアルコールを販売することができるようになる。

(3)自由化後の品質確保への取組

経済産業省が開催したユーザーを中心とした官民共同の「アルコールの品質に関する検討会」において、自由化後の品質基準となる「ものさし」の制定等が中間報告として取りまとめられた。



これを踏まえ、(社)アルコール協会が、団体規格として、NEDOアルコール規格を継承した「エタノール」(詳細:<http://www.alcohol.jp/>)を制定した。



ユーザー等は、取引において、当該品質基準のアルコールを購入することやアルコールの分析書を求めて当該品質基準と比較することによって、今まで同様の品質のアルコールを購入できる他、アルコールの品質を確認できる。

7 自由化後の品質について(2)

(4) (社)アルコール協会規格「エタノール」(抜粋)

表1 発酵アルコールの品質

試験項目	表示法	発酵アルコール		
		99度1級	95度特級	95度1級
性状	合格又は不合格	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭味を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない
エタノール分 (エチルアルコール分)	容量%	99.5以上	95.0以上	95.0以上
蒸発残分	mg/100 ml	1.0以下	0.5以下	1.0以下
有機不純物	①メタノール(メチルアルコール)	mg/L	(⑥に合算)	30以下
	②1-プロパノール(n-プロピルアルコール)	mg/L	(⑥に合算)	60以下
	③2-プロパノール(イソプロピルアルコール)	mg/L	40以下	30以下
	④アセトアルデヒド	mg/L	5以下	3以下
	⑤シクロヘキサン	mg/L	1以下	—
	⑥規格値を定めた物質以外の有機不純物	mg/L	③、④及び⑤以外の物質の合計として 20以下	①、③及び④以外の物質の合計として 10以下
過マンガン酸還元性物質	合格又は不合格	—	8分後に標準色より褪色していない	—
重金属	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない
塩化物	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない
硫酸塩	検出の有無	検出しない	検出しない	検出しない

(注) 1,4-ジオキサンについては、ガスクロマトグラフ質量分析計で分析、確認する(解説5.を参照)。

表2 合成アルコールの品質

試験項目	表示法	合成アルコール	
		99度	95度
性状	合格又は不合格	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない	無色透明で浮遊物等を含まず、異臭を有しない
エタノール分 (エチルアルコール分)	容量%	99.5以上	95.0以上
蒸発残分	mg/100 ml	1.0以下	1.0以下
有機不純物	①メタノール(メチルアルコール)	mg/L	(⑥に合算)
	②2-プロパノール(イソプロピルアルコール)	mg/L	70以下
	③1-ブタノール(n-ブチルアルコール)	mg/L	50以下
	④アセトアルデヒド	mg/L	7以下
	⑤n-ペンタン	mg/L	1以下
	⑥規格値を定めた物質以外の有機不純物	mg/L	②、③、④及び⑤以外の物質の合計として 20以下
重金属	検出の有無	検出しない	検出しない
塩化物	検出の有無	検出しない	検出しない

8 関税の見直しについて

(1) 平成18年度アルコール関税改正の概要

製品としてアルコールを輸入する場合の関税率が平成18年4月に改正されることとなった。現在の関税率27.2%は5年間かけて段階的に引き下げられ、平成22年度には10%となる。
(原料用アルコールについては、引き続き無税。)

(2) 今後の製品アルコール関税率の変化

